



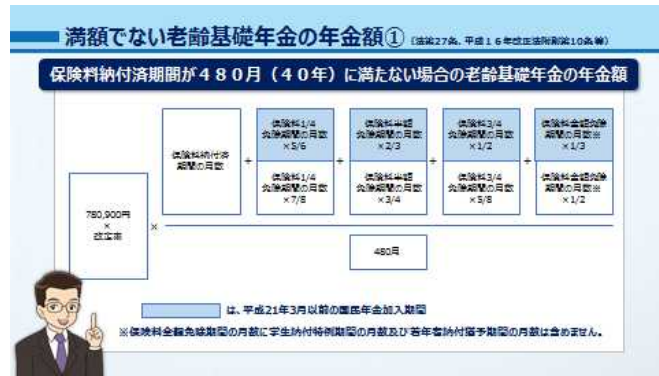
【老齡基礎年金の基本年金額】

老齡基礎年金の基本年金額は、法第27条に規定されています。老齡基礎年金の年金額は、20歳から60歳に達するまでの40年間、国民年金に加入して、そのすべての期間が保険料納付済期間である場合、780,900円に改定率を乗じて得た額の100円未満の端数を四捨五入した額となります。

これは、保険料納付済期間の月数が480月ある者に支給する満額の老齡基礎年金の年金額です。(実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

改定率については、法第27条の2から第27条の5に規定されています。この改定率は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定され、その改定率は、その年度の4月以降の年金給付に適用されます。

なお、平成26年度までは、法第27条に規定される本来水準の年金額ではなく、「物価スライド特例措置による年金額」が実際の年金支給額でした。物価スライド特例措置については、後ほど、説明をいたします。



【満額でない老齡基礎年金の年金額】

続いて、保険料納付済期間が480月に満たない場合の老齡基礎年金の年金額を確認してみましょう。保険料納付済期間が480月に不足する場合は、その不足する期間に応じて、老齡基礎年金の年金額は減額されます。



具体的な保険料免除期間の各月の年金額の計算方法は、国庫負担分と被保険者が納付した保険料の合計額とされており、各月の国庫負担分は、平成21年4月以後の各月については2分の1、平成21年3月以前の各月については3分の1とされています。例えば、平成21年4月以後の保険料4分の1免除期間であれば、保険料の4分の3を納付していることとなります。したがって、被保険者が納付した4分の3の保険料のうち2分の1、すなわち8分の3と国庫負担分の2分の1を合計した8分の7が年金額に反映される割合となります。

ただし、学生納付特例期間と若年者納付猶予期間は、保険料が追納されない限り、老齡基礎年金の年金額には反映されません。

満額でない老齢基礎年金の年金額③ (注27条、平成16年改正法附則10条等)

所定の月数	(1) 保険料納付済期間 +	平成21年4月以後の期間		平成21年3月以前の期間	
		(2) 4分の1免除期間 +	(3) 半額免除期間 +	(4) 4分の3免除期間 +	(5) 全額免除期間
		$\times \frac{7}{8}$	$\times \frac{5}{6}$		
		$\times \frac{3}{4}$	$\times \frac{2}{3}$		
		$\times \frac{5}{8}$	$\times \frac{1}{2}$		
		$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{1}{3}$		

さらに詳しく見ていきます。まず、4分の1免除された期間については、この期間の月数掛ける8分の7した月数とされます。次に半額免除された期間については、この期間の月数掛ける4分の3した月数とされます。4番目の4分の3免除された期間については、この期間の月数掛ける8分の5した月数とされます。最後の全額免除された期間については、この期間の月数掛ける2分の1した月数とされます。上に行くほど保険料を多く払っているわけですから、数字は大きくなっていくわけです。つまり、免除期間が算式に入ると、満額の年金額から減額されるということになります。したがって、4分の1免除期間は8分の1、半額免除期間は8分の2、4分の3免除期間は8分の3、そして全額免除期間は8分の4の分だけ減額されることとなります。なお、平成21年3月以前の4分の1免除された期間についてはこの期間の月数掛ける6分の5した月数、半額免除された期間についてはこの期間の月数掛ける3分の2した月数、4分の3免除された期間についてはこの期間の月数掛ける2分の1した月数、全額免除された期間についてはこの期間の月数掛ける3分の1した月数となります。

満額でない老齢基礎年金の年金額④ (注27条、平成16年改正法附則10条等)



次は8マスに分けて考えてみましょう。そのうちの8分の4は国庫負担、8分の4は本人が保険料で負担しています。つまり、保険料納付済期間は全部納付していますので、8分の8として月数をカウントします。

次に、4分の1免除は、本人が負担する保険料の4分の1部分が免除されます。8分の4の国庫負担、8分の3を本人が保険料として負担していますので、保険料納付済期間は8分の7となります。

同様に、半額免除は、8分の4の国庫負担、8分の2を本人が負担、保険料納付済期間は8分の6となります。

さらに、4分の3免除期間は、8分の4の国庫負担、8分の1の本人負担ですので8分の5、全額免除期間は、8分の4の国庫負担、本人負担はないので、8分の4となります。

このような保険料納付済期間の月数計算により、その月数に応じて年金額が減額されることとなります。

加入可能月数 (昭和60年改正法附則第13条、昭和60年改正法附則別表第4)

昭和16年4月1日以前生まれの者

昭和36年4月1日において、既に20歳以上であったため、60歳に達するまでの間に480月(40年)の加入期間を満たすことができません。

昭和16年4月2日以後生まれの者

昭和36年4月1日以降に20歳に達するため、60歳に達するまでの40年(480月)、国民年金に加入することができます。

昭和36年4月1日

国民年金制度の発足

生年月日	加入可能月数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	300月 (25年×12)
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	312月 (26年×12)
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	324月 (27年×12)
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	336月 (28年×12)
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	348月 (29年×12)
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	360月 (30年×12)
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	372月 (31年×12)
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	384月 (32年×12)
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	396月 (33年×12)
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	408月 (34年×12)
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	420月 (35年×12)
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	432月 (36年×12)
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	444月 (37年×12)
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	456月 (38年×12)
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	468月 (39年×12)

※生年月日に応じて、昭和36年4月から60歳に達するまでの月数が加入可能月数となります。

【加入可能月数】

次は、加入可能月数を見てみましょう。

昭和16年4月1日以前に生まれた者は、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日において既に20歳以上であったため、60歳に達するまでの間に480月の加入期間を満たすことができません。そのため、スライドに示すとおり、生年月日に応じて加入可能月数が定められており、加入可能月数のすべてが保険料納付済期間である場合は、満額の老齡基礎年金が支給されます。

昭和16年4月1日以前に生まれた者については、「480月」を「加入可能月数」に置き換えて、老齡基礎年金の年金額を計算します。

物価スライド特例措置による年金額 (法第27条、平成16年改正法附則第7条等)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
消費者物価指数の下落	△0.3%	△0.7%	△0.7%	△0.9%	△0.3%

①本来水準の年金額

・804,200円×△2.9% = 780,900円

↓

780,900円×改正率

②物価スライド特例措置による年金額

・804,200円×△1.2% = 794,500円

↑

・804,200円×物価スライド率

①の金額が②を上回る場合は②を支給

(注)実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。

【物価スライド特例措置による年金額】

ここで、物価スライド特例措置による年金額について説明をします。

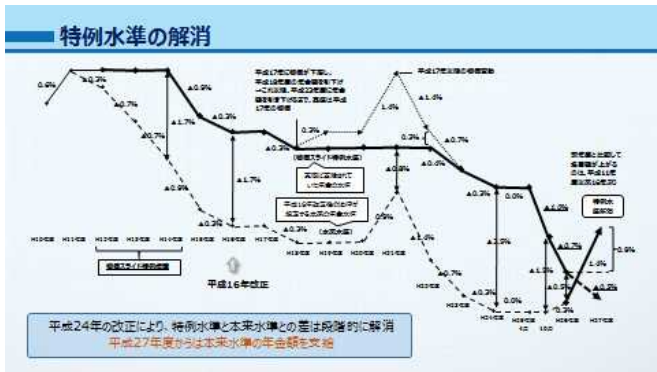
平成16年の改正により、平成16年10月から、本来の満額の老齡基礎年金の年金額は、平成11年から平成15年の消費者物価指数の下落分に応じ、平成12年改正後の満額の年金額である804,200円にマイナス2.9%を乗じた780,900円となり、この額が法第27条で規定する年金額となります。

しかし、社会経済情勢への配慮から、平成16年度の実際の年金支給額は、平成11年から平成13年の消費者物価指数の下落分であるマイナス1.7%を反映させない年金額、つまり平成12年改正後の満額の年金額である804,200円に平成14年と平成15年の消費者物価指数の下落分であるマイナス1.2%だけを反映させた794,500円が満額の老齡基礎年金の年金額となりました。

この本来水準よりも1.7%高い年金額を物価スライド特例措置による年金額といいます。経過措置として平成16年改正後の本来水準の年金額と平成16年改正前の特例水準の年金額とを比較して、後者(②の金額)が前者(①の金額)を上回る場合には、後者(②の金額)の年金額が支給されることになっていたため、平成16年の改正から平成26年度まで、特例水準による年金額が支給されていました。

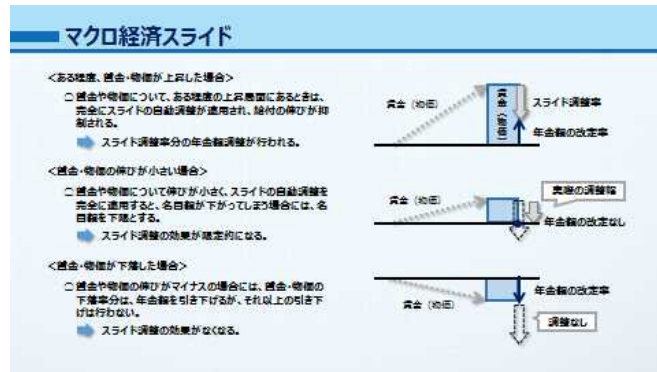
平成26年度の満額の老齡基礎年金の実際の支給額は、804,200円に物価スライド率0.961を乗じて得た額の100円未満の端数を四捨五入した772,800円でした。

(実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)



【特例水準の解消】

特例水準の年金額は、物価が下落した場合にのみ下落分をマイナス改定することとされていたため、賃金や物価の上昇により解消されることを予定していました。しかし、物価の下落が続いたことから、平成 25 年 4 月の時点で、実際に支給されていた特例水準の年金額と本来水準の年金額との差は 2.5%にまで拡大しました。この 2.5%の差は、平成 24 年の改正により、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて段階的に解消されました。このため、平成 27 年度以降は、特例水準の年金額を支給せず、本来水準の年金額を支給することになっています。また、平成 27 年度の年金額改定については、特例水準の解消とあわせてマクロ経済スライドによる調整が行われます。



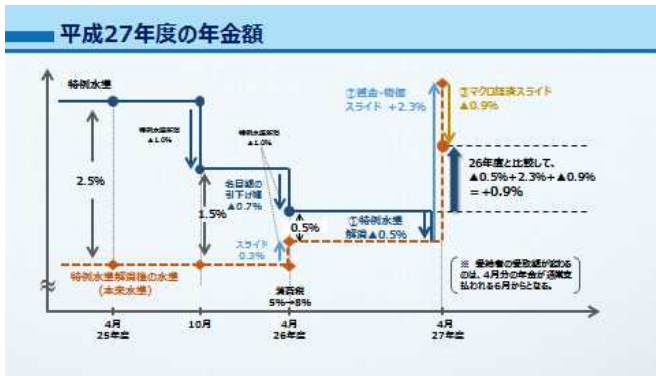
【マクロ経済スライド】

マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改正において導入された、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。このマクロ経済スライドによる給付水準の調整を早期に開始することは、将来の年金の受給者である現役世代の年金水準を確保することにつながります。具体的には、法第27条の4と厚生年金保険法第43条の4に規定されていて、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分を賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。

マクロ経済スライドによる調整は、ある程度賃金や物価が上昇した場合にはそのまま適用されます。

しかし、賃金や物価の伸びが小さく、マクロ経済スライドを適用した場合に年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます。

また、賃金や物価が下がった場合は、マクロ経済スライドによる調整は行いません。したがって、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金額を下げることはありません。



【平成27年度の年金額】

平成27年度の年金額は、平成27年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率の2.3%よりも物価変動率の2.7%のほうが高くなるため、新規裁定年金および既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率の2.3%によって改定されます。これは、年金額が現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっているからです。

年金額の改定ルールは、法律上規定されています。新規裁定年金、すなわち、年金を受給し始める際の年金額は名目手取り賃金変動率によって改定し、既裁定年金、すなわち、受給中の年金額は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定することになっています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定されることが法律に規定されています。

さらに平成27年度は、名目手取り賃金変動率にスライド調整率のマイナス0.9%が乗じられることになり、平成26年度の本来自水準の年金額からの改定率は1.4%となります。また、特例水準の段階的な解消によるマイナス0.5%があるため、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基本的には0.9%となります。

なお、平成27年度の満額の老齡基礎年金の実際の支給額は780,100円で、月額は65,008円です。

(実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

確認問題

問題1 保険料4分の1免除期間については、その期間の月数（480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の8分の5に相当する月数が年金額に反映される。

解答 (法第27条第1項第2号等)

8分の7（平成21年3月までの期間については、6分の5）に相当する月数が年金額に反映されます。

問題2 若年者納付猶予の期間は、老齡基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算の基礎には算入されない。

解答 (法第27条等)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

保険料4分の1免除期間については、その期間の月数（480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の8分の5に相当する月数が年金額に反映される。

正解はバツです。

8分の7（平成21年3月までの期間については、6分の5）に相当する月数が年金額に反映されます。

問題2です。

若年者納付猶予の期間は、老齡基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算の基礎には算入されない。

正解はマルです。

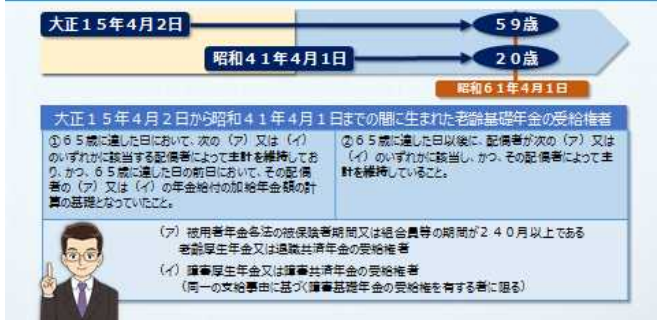


【振替加算】

次に、振替加算を見てみましょう。

昭和61年4月に新法が施行され、例えば、会社員の夫に扶養されている専業主婦の妻も、国民年金に加入し、65歳に達すると自分自身の老齡基礎年金を受給できるようになりました。しかし、昭和61年3月以前は、被用者年金制度の加入者の配偶者は、国民年金への加入は任意加入とされていたため、昭和61年4月以後に第3号被保険者として国民年金に加入しても期間が短く、老齡基礎年金の額が低額になるが見込まれました。そこで所定の要件を満たす者の老齡基礎年金に、一定の加算を行う制度が設けられました。これが、振替加算です。夫に支給されていた加給年金が、妻の老齡基礎年金に振り替えて加算されるようにイメージされることから、振替加算とよばれています。

振替加算の支給要件



【振替加算の支給要件】

大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた老齡基礎年金の受給権者が、図表の①または②のいずれかの要件を満たした場合に、その者の老齡基礎年金に振替加算が行われます。

まず、①の65歳に達した日において、(ア)または(イ)のいずれかに該当する配偶者によって生計を維持しており、かつ、65歳に達した日の前日にお

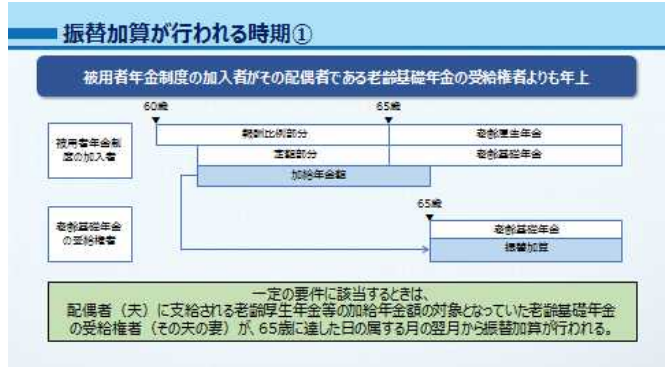
いて、その配偶者の(ア)または(イ)の年金給付の加給年金額の計算の基礎となっていたことが前提条件となります。

ここでいう(ア)とは、被用者年金各法の被保険者期間もしくは組合員等の期間が240月以上である老齡厚生年金または退職共済年金の受給権者をいいます。ただし、中高齢の特例に該当する場合は240月未満であっても240月とみなします。

次に(イ)とは、障害厚生年金または障害共済年金の受給権者をいいます。この場合、同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限りです。

一方、②の65歳に達した日以後に、配偶者が先ほどの(ア)、または(イ)のいずれかに該当し、かつ、その配偶者によって生計を維持していることも前提条件の一つになります。

以上、これらのいずれかを満たすことで振替加算が支給されることとなります。



【振替加算が行われる時期】

次に振替加算が行われる時期について見てみましょう。まず、一定の要件に該当するときは、配偶者(夫)に支給される老齡厚生年金等の加給年金額の対象となっていた老齡基礎年金の受給権者(その夫の妻)が、65歳に達した日の属する月の翌月から振替加算が行われます。

振替加算が行われる時期②

被用者年金制度の加入者がその配偶者である老齢基礎年金の受給権者よりも年下



例えば夫が妻より年下の場合のように、妻が65歳に達したとき以後に夫の老齢厚生年金等の受給権が発生し、その受給権が発生したときに、妻が加給年金額の対象となる要件を満たしている場合には、配偶者（夫）が要件を満たすに至った日の属する月の翌月から振替加算が行われます。

一方、例えば夫が妻より年下の場合のように、妻が65歳に達したとき以後に夫の老齢厚生年金等の受給権が発生し、その受給権が発生したときに、妻が加給年金額の対象となる要件を満たしている場合には、配偶者（夫）が要件を満たすに至った日の属する月の翌月から振替加算が行われます。

振替加算の額 (昭和60年改正法附則第14条第1項、平成16年改正法附則第7条特)

224,700円 × 改定率 × 生年月日に応じて定められている率

生年月日	率
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.000
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.973
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.947
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.921
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.895
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.869
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.843
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.817
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.791
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.765
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.739
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.713
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.687
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.661
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.635
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.609
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.583
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.557
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.531
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.505
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	0.479
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	0.453
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	0.427
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	0.401
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	0.375
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	0.349
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	0.323
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	0.297
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	0.271
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	0.245
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	0.219
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	0.193
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	0.167
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	0.141
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	0.115
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	0.089
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	0.063
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	0.037
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	0.011
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	0.000

【振替加算の額】

振替加算の額は、224,700円に改定率を乗じて得た額に、老齢基礎年金の受給権者の生年月日に応じて政令で定められている率を乗じて得た額となります。平成27年度の振替加算額は、図表に示すとおりに計算します。(実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

振替加算の支給調整 (昭和60年改正法附則第14条第1項、第2項、第16条第1項特)

老齢基礎年金の受給権者自身が、被用者年金各法の被保険者又は組合員等の期間の月数が240月以上ある老齢厚生年金又は退職共済年金の支給を受けることができるとき。

振替加算が行われない

老齢基礎年金の受給権者自身が、障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等の支給を受けることができるとき。

振替加算が支給停止

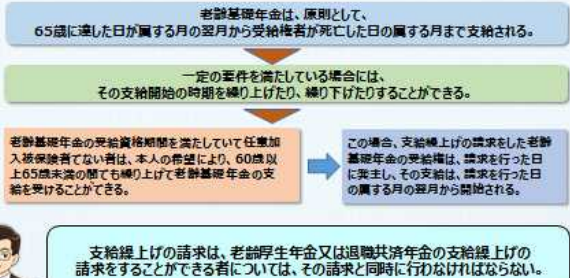
【振替加算の支給調整】

振替加算の最後の論点は、振替加算を行わない場

合と振替加算を支給停止する場合です。

老齢基礎年金の受給権者自身が、被用者年金各法の被保険者、または組合員等の期間の月数が240月以上ある老齢厚生年金、または退職共済年金の支給を受けることができるときは、振替加算は行われません。この場合、中高齢の特例に該当するものを含みます。また、さらに、一旦振替加算が加算された後でも、70歳になるまでの間に働いた結果、被用者年金の被保険者期間等が240月以上ある老齢厚生年金等の支給を受けることになると、振替加算は支給停止されます。なお、老齢基礎年金の受給権者自身が、障害基礎年金、障害厚生年金、または障害共済年金等の支給を受けることができるときは、その間、振替加算は支給停止となります。

老齢基礎年金の支給の繰上げ (法附則第9条の2)



【老齢基礎年金の支給の繰上げ】

次に、支給の繰上げを見てみましょう。

老齢基礎年金は、原則として、65歳に達した日が属する月の翌月から受給権者が死亡した日の属する月まで支給されますが、一定の要件を満たしている場合には、その支給開始の時期を繰り上げたり、繰り下げたりすることができます。

老齢基礎年金の受給資格期間を満たして任意加入被保険者でない者は、本人の希望により、60歳以上65歳未満の間でも繰り上げて老齢基礎年金の支給を受けることができます。この場合、支給繰上げの請求をした老齢基礎年金の受給権は、請求を行った日に発生し、その支給は、請求を行った日の属する月の翌月から開始されます。

なお、老齢基礎年金の支給繰上げの請求は、老齢厚生年金、または退職共済年金の支給繰上げの請求をすることができる者については、その請求と同時にに行わなければなりません。

繰上げ請求の減額率 (法附則第9条の2第4項、令第12条の2第1項)

昭和16年4月1日以前に生まれた者が繰上げ請求をした場合の減額率

繰上げを請求したときの年齢	減額率
60歳以上61歳未満の間	42%
61歳以上62歳未満の間	35%
62歳以上63歳未満の間	28%
63歳以上64歳未満の間	20%
64歳以上65歳未満の間	11%

昭和16年4月2日以後に生まれた者が繰上げ請求をした場合の減額率

$$(\text{繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数}) \times 0.005$$

【繰上げ請求の減額率】

支給繰上げの請求をした者に支給される老齢基礎年金の額は、65歳から支給される年金額に対し一定の割合が減額され、その減額率は一生変わりません。

昭和16年4月1日以前に生まれた者は、支給繰上げの請求をしたときの年齢に応じて減額率が定められており、老齢基礎年金の額に減額率を乗じて得た額が減額されます。

また、昭和16年4月2日以後に生まれた者は、月単位で減額が行われ、老齢基礎年金の額に減額率を乗じて得た額が減額されます。この場合の減額率は、「支給繰上げの請求をした日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数に1,000分の5を乗じて得た率」となります。例えば、60歳到達月に支給繰上げの請求をした者であれば、60月×(かける)5÷(わる)1,000で減額率は30%となります。

繰上げの際の留意点

- ① 減額された年金を生涯受給することになること。また、付加年金も同じ割合で減額されること。
- ② 後から裁定を取り消したり変更したりできないこと。
- ③ 国民年金に任意加入できなくなる。また、保険料を追納することができなくなる。
- ④ 繰上げ請求をした後、寡婦年金は支給されないこと。寡婦年金を受給権を有していた場合には、その受給権は消滅すること。
- ⑤ 遺族厚生年金や遺族共済年金の受給権が発生した場合は、65歳に達するまでは、繰上げ請求した老齢基礎年金と遺族年金のいずれか一方の選択となること。
- ⑥ 繰上げ請求をした後、障害の状態になったり、障害の状態が重くなったりしても、原則として、障害基礎年金を請求することができなくなる。
- ⑦ 昭和16年4月2日以後に生まれた者は、特別支給の老齢厚生年金や退職共済年金のうち基礎年金相当額の支給が停止されること。
- ⑧ 振替加算は、65歳から加算されること。



【繰上げの際の留意点】

支給の繰上げの最後は、繰上げの際の留意点です。先ほど、説明をしたとおり、支給繰上げの請求をした場合の年金額は、本来の老齢基礎年金の額から、繰り上げる期間に応じて減額され、65歳を過ぎても減額された年金を生涯受給することになります。また、年金額の増額などを意図して、後から裁定を取り消したり、変更したりすることはできません。

老齢基礎年金の支給の繰り上げをした場合、ほかにも図表に示したとおり、支給繰上げの請求をした後は寡婦年金が支給されないことや、寡婦年金を受給している場合は、その受給権が消滅することなど、いくつかのデメリットが生じますので、年金相談の際は、特に留意して説明をする必要があります。

なお、老齢厚生年金または退職共済年金の受給権を有する者が繰上げ請求する場合、被用者年金への影響を事前に確認してもらうようにしましょう。

老齢基礎年金の支給の繰下げ (法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項)

原則：65歳に到達したときから支給

要件

- ・老齢基礎年金の受給権を有していること
- ・66歳に達するまでに裁定請求をしていないこと

※65歳に達した後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に裁定請求をしていないこと

- ・65歳に達したとき、または65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、次のア)、イ)の年金給付の受給権を有しないこと

※65歳に達した後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、その受給権を取得したとき、またはその受給権を取得した日から1年を経過した日までの間に、次のア)、イ)の年金給付の受給権を有しないこと

ア) 付加年金以外の国民年金の他の年金給付

イ) 老齢・退職を支給事由とする年金給付以外の被用者年金各法の年金給付



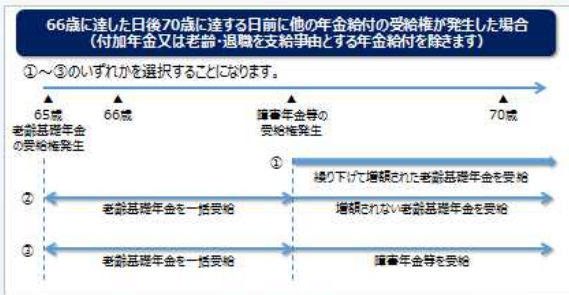
【老齢基礎年金の支給の繰下げ】

次に、支給の繰下げを見てみましょう。

65歳に達するまでに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が、66歳に達する前に裁定請求をしていなかった場合には、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができます。この場合、支給繰下げの申出をした老齢基礎年金は、その申出のあった日の属する月の翌月から支給が開始されます。

ただし、65歳に達したときに、付加年金、または被用者年金各法の老齢年金・退職年金以外の年金給付の受給権者であるときは、支給繰下げの申出をすることはできません。また、同様に、65歳到達日から66歳到達日までの間に、付加年金、または被用者年金各法の老齢年金・退職年金以外の年金給付の受給権者となったときも、支給繰下げの申出をすることはできません。

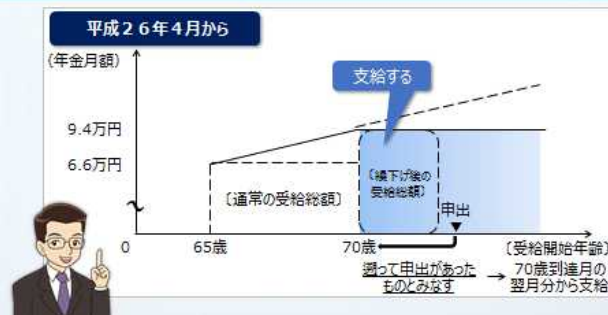
66歳に達した日後に他の年金給付の受給権が発生した場合 (法第28条)



【66歳に達した日後に他の年金給付の受給権が発生した場合】

なお、66歳到達日のあと、70歳到達日の前までの間に、付加年金、または被用者年金各法の老齢年金・退職年金を除く他の年金給付の受給権が発生した場合は、「支給繰下げの申出をし、他の年金給付の受給権が発生したときから増額された老齢基礎年金を受給する」か「支給繰下げの申出をしないで、65歳から他の年金給付の受給権が発生したときまでの本来受けるべきであった老齢基礎年金を遡及請求する」かのいずれかを選択することになります。

繰下げ支給の取扱いの見直し (法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項)



【繰下げ支給の取扱いの見直し】

従来は、70歳到達月の翌月以後に支給繰下げの申出をした場合、老齢基礎年金の支給は申出月の翌月分からとなっており、70歳到達月翌月から申出月までの分は支給されませんでした。この取扱いが改められ、平成26年4月以後に70歳に達する者が、70歳以後に支給繰下げの申出をした場合は、70歳到達日に支給繰下げの申出をしたものとみなし、給付の時効が成立したものを除いて、70歳到達月の翌月分から老齢基礎年金が支給されるようになりました。

なお、平成26年3月以前に70歳到達日がある者が、70歳以後に支給繰下げの申出をした場合は、平成26年4月に支給繰下げの申出があったものとみな

されます。

また、65歳に達したときに、老齢基礎年金の受給権を有していなかった者が、65歳に達したあとに、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした場合は、「受給権を取得した日から起算して1年を経過した日が66歳に達した日」とみなされ、「受給権を取得した日から起算して5年を経過した日が70歳に達した日」とみなされます。

繰下げ申出の加算額 (法第28条第4項、令第4条の5)

昭和16年4月1日以前に生まれた者が繰下げ申出をした場合の年金額の増額率

受給権取得日から繰下げの申出日までの期間	増額率
1年を超え2年に達するまで	12%
2年を超え3年に達するまで	26%
3年を超え4年に達するまで	43%
4年を超え5年に達するまで	64%
5年を超える期間	88%

昭和16年4月2日以後に生まれた者が繰下げ申出をした場合の年金額の増額率

$$(\text{受給権取得月から繰下げの申出月の前月までの月数 (上限60月)}) \times 0.007$$

【繰下げ申出の加算額】

支給の繰下げの最後は、繰下げによる加算額です。支給繰下げの申出をした者に支給される老齢基礎年金の額は、65歳から支給される年金額に対し一定の割合が加算され、その増額率は一生変わりません。昭和16年4月1日以前に生まれた者は、受給権取得日から支給繰下げの申出をした日までの期間に応じて増額率が定められており、老齢基礎年金の額に増額率を乗じて得た額が加算されます。

また、昭和16年4月2日以後に生まれた者は、月単位で加算が行われ、老齢基礎年金の額に増額率を乗じて得た額が加算されます。この場合の増額率は、「受給権を取得した日の属する月から支給繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数に1,000分の7を乗じて得た率」となります。例えば、70歳到達月以後に支給繰下げの申出をした者であれば、 $60\text{月} \times (\text{かける}) 7 \div (\text{わる}) 1,000$ で増額率は42%となります。

失権 (法第29条)

第29条 老齡基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

老齡基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときのみ、消滅します。



【失権】

老齡基礎年金の最後は、「失権」です。

老齡基礎年金の失権は、法第29条に規定されています。老齡基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときのみ消滅します。

確認問題

問題1 振替加算の支給要件を満たした者には、生年月日にかかわらず、224,700円に改定率を乗じて得た額が老齡基礎年金に加算される。

解答 ✖ (昭和60年改正法附則第14条等)

振替加算の額は、224,700円に改定率を乗じて得た額に「生年月日に応じて定められた率」を乗じて得た額とされるため、生年月日により加算される額が異なります。

問題2 老齡基礎年金の繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日の翌日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給される。

解答 ✖ (法第18条第1項等)

老齡基礎年金の繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給されます。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

振替加算の支給要件を満たした者には、生年月日にかかわらず、224,700円に改定率を乗じて得た額が老齡基礎年金に加算される。

正解はバツです。

振替加算の額は、224,700円に改定率を乗じて得た額に、「生年月日に応じて定められた率」を乗じて得た額とされるため、生年月日により加算される額が異なります。

問題2です。

老齡基礎年金の繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日の翌日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給される。

正解はバツです。

老齡基礎年金の繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給されます。